

第23回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年11月24日(木) 午後3時30分から午後5時

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員(8人)

| | | |
|---------|----|------|
| 会長 | 2番 | 内藤 仁 |
| 会長職務代理者 | 4番 | 山田久男 |
| 委員 | 1番 | 遠藤文男 |
| | 3番 | 安達義男 |
| | 5番 | 森山一郎 |
| | 6番 | 加藤修三 |
| | 7番 | 佐藤敏夫 |
| | 8番 | 南波博直 |

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 耕作放棄地の農地・非農地判断に係る通知について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第23回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、5番 森山委員、6番 加藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・ 10月25日(火)
出雲崎酪農組合乳牛供養祭
会 場：出雲崎酪農組合駐車場
出席者：内藤会長

- ・ 11月1日(火)、2日(水)
出雲崎町農業委員会視察研修旅行
視察先：栃木県宇都宮市「宇都宮市農林公園 ろまんちっく村」
 栃木県那須塩原市「直売所 青木ふるさと物産センター」
参加者：内藤会長、山田会長職務代理、遠藤委員、安達委員、
 森山委員、加藤委員、佐藤委員、黒崎

- ・ 11月11日(金)
農業委員会中越協議会研修会
会 場：刈羽村生涯学習センター「ラピカ」
参加者：内藤会長、山田会長職務代理、遠藤委員、森山委員、
 加藤委員、佐藤委員、南波委員、黒崎

- ・ 11月21日(月)
平成28年度新潟県農業委員会大会
会 場：見附市文化ホール「アルカディア」
参加者：内藤会長、山田会長職務代理、遠藤委員、森山委員、
 加藤委員、佐藤委員、南波委員、黒崎

議 長 それでは、議事に入ります。議案第1号 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。
報告第1号 農地利用集積計画について、4件の利用権設定の申し出がありました。

【議案書に基づいて番号1～4の内容を説明】

計画内容について全案件、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

申請箇所については、現在、庭木の植栽及び車庫（物置小屋）が設置されております。申請人の23年前に亡くなられた父親により施行され、その後、申請人により財産整理を行う過程で、調査により違反転用であると理解されたようであります。申請地は農用地区域外であり、中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であるため、全ての農地区分に該当しない農地、第2種農地に該当することが確認されます。また隣接する農地にも影響が無いことも確認されます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8番 11月14日に事務局と現地調査を実施しました。申請人は現在、町外に居住しており数年前から空き家となっており、宅地利用していた庭も荒れていることから、復旧の見込みはないことが確認されます。ほか詳細については事務局の説明したとおりであり、始末書付の事後申請となっておりますが、許可相当と判断しても問題は無いと思われれます。以上です。

議長 ただいま説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 耕作放棄地の農地・非農地判断に係る通知について事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 耕作放棄地の農地・非農地判断に係る通知について説明します。議案書7ページから21ページに全案件が記載されております。先日、農地法第30条による利用状況調査の10月の農地パトロールの際に耕作放棄地調査を実施していただきました。については農地法に基づく、農林水産省通知の「農地法に運用について」の基準に従ってこの調査を行いました。このたび上程された対象農地が、農地に該当するか否かについて総会等の決議により判断を行うこととされています。これについて審議をしていただき、かつ、非農地と判断された箇所の新地目についての審議もお願いします。なお、22ページからはパトロール時の班別による一覧となっております。

今回上程した農地については、農業者年金経営移譲に係る特定対象処分農地、相続税、贈与税の猶予に該当する箇所は無いことを確認しています。非農地と判断された箇所については、非農地判断された農地の所有者に非農地通知書を発行し、登記の要請等を行い、法務局、新潟県、町農政担当部署・税務担当部署にも非農地となったことの報告をします。

議 長 このたびの耕作放棄地調査について法的な根拠を再度説明させていただきますと、平成28年5月25日28経営第509号の農林水産省通知「農地法の運用について」の第4の(3)、に基づき、調査を行いました。なお、第4の(4)には、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図る為の条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地について、次の2つの項目について該当するものが農地に該当しないと判断するものであります。

一つ目が「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合」

二つ目が「一つ目に挙げた以外のものであって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」となっております。

それでは、各班より調査結果の報告をお願いします。

【各班より調査結果を報告】

議 長 各班とも調査において所有者等には念のため、非農地化しても差し支えない

この確認をとり、又、場合によっては中間管理機構への貸出への選択肢についても説明をしていただいたところですが、これらの農地は「農地法の運用について」の第4の(4)に準じた農地には該当しないことの報告をいただきました。

これについて、農地・非農地判断をすると共に、新地目についてもご審議いただきたくお願いします。またその際にご意見ご質問もあればお願いします。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり非農地通知の処理をすることに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり非農地通知の処理をすることに決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第23回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年11月24日

議 長 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩

議事録署名委員
6 番 ⑩